

在留期間を 更新する とき

○ 在留期間を 長く したい とき

在留期間が 終わる 前に、期間を 長く するための 更新の 手続きを します。

出入国在留管理局に 行って 手続きを します。手続きには お金がかかります。

手続きして、出入国在留管理局が 審査を します。(審査=更新が できるか できないかを 決める)

そのあと、更新を 許可(更新できる) するか、不許可(更新できない) するか、手続きを した

人に 知らせます。

更新を 許可するか しないかは、法務大臣が 決めます。

○ 必要な 書類

在留資格と 在留状況によって、提出する 書類が 違います。

詳しいことは 入国管理局に 聞いてください。

大阪出入国在留管理局神戸支局

078-391-6377

(住所) 神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎